

# し りょう 資 料

- こま 困ったときの そうだんさき 相談先
- ぎょうせいきかん 行政機関・ かんけいきかん 関係機関・
- かんけいだんたい 関係団体の れんらくさき 連絡先
- しえんないよういちらん 支援内容一覧
- ふくし 福祉サービスについて
- しえん 支援マップ



こま そうだんさき  
**困ったときの相談先**

● **診断を受けるには…**

しんだん う  
 診断は医療機関で行っています。発達障害の診断は市や町の  
 ほけん と あ  
 保健センターにお問い合わせください。

● **療育手帳を取得するには…**

りょういくてちょう しゅとく  
 し まち ふくしか  
 市や町の福祉課にお問い合わせください。

● **在宅福祉サービスを受けるには…**

ざいたくふくし う  
 し まち ふくしか  
 市や町の福祉課にお問い合わせください。

● **施設福祉サービスを受けるには…**

しせつふくし う  
 し まち ふくしか  
 市や町の福祉課にお問い合わせください。

● **児童発達支援・放課後等デイ（療育）を受けるには…**

じどうはったつしえん ほうかごとう りょういく う  
 し まち ふくしか  
 市や町の福祉課にお問い合わせください。

● **就学について相談したい…**

しゅうがく そうだん  
 し まち きょういくいいんかい  
 市や町の教育委員会にお問い合わせください。

● **学校について相談したい…**

がっこう  
 し まち きょういくいいんかい  
 市や町の教育委員会にお問い合わせください。

● **教育相談を受けたい…**

し まち きょういくいいんかい なかたねとくべつしえんがっこう けんそうごうきょういく  
 市や町の教育委員会・中種子特別支援学校・県総合教育センターにお問い合わせくださ  
 い。

● **就職について知りたい…**

しゅうしょく  
 しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんはったつしょう しゃしえん  
 ハローワーク、くまげ障がい者就業・生活支援センター、県発達障がい者支援センタ  
 ーにお問い合わせください。

● **障害福祉サービスの利用について知りたい…**

しょうがいふくし りょう し  
 きかんそうだんしえん そうだんしえんじぎょうしょ  
 基幹相談支援センター・相談支援事業所にお問い合わせください。

ぎょうせい きかん かんけいきかん かんけいだんたい れんらくさき  
 行政機関・関係機関・関係団体など連絡先

し まち  
 【市や町】



- そうごう そうだんまどぐち  
 総合相談窓口です。

<small>きかん そうだんしえん</small> 基幹相談支援センター	28-3633	中種子町野間 5181-4
--	---------	---------------

- こそだ しえん ほいくじょ かん まどぐち  
 子育て支援や保育所に関する窓口です。

<small>にしのおちてしほくしじむしよ</small> 西之表市福祉事務所	22-1111	西之表 7612
<small>なかたねちようほくしかんきようか</small> 中種子町福祉環境課	27-1111	中種子町野間 5186
<small>みなみたねちようほけんほくしか</small> 南種子町保健福祉課	26-1111	南種子町中之上 2793-1

- りょういく かん そうだんまどぐち  
 療育に関する相談窓口です。

<small>にしのおちてしほくしじむしよ</small> 西之表市福祉事務所	22-1111	西之表 7612
<small>なかたねちようほくしかんきようか</small> 中種子町福祉環境課	27-1111	中種子町野間 5186
<small>みなみたねちようほけんほくしか</small> 南種子町保健福祉課	26-1111	南種子町中之上 2793-1
<small>しょうがいじとうりょういくじぎょうしよ</small> 障害児等療育事業所 <small>そうだんしえん</small> 相談支援センターあかつき	27-0900	中種子町野間 5181-4

- はついく はつたつ そうだんまどぐち  
 発育・発達についての相談窓口です。

<small>にしのおちてしほけん</small> 西之表市保健センター すこやか	24-3233	西之表 7612
<small>なかたねちようほけん</small> 中種子町保健センター	27-1133	中種子町野間 6662
<small>みなみたねちようほくしじむしよ</small> 南種子町福祉事務所	26-1111	南種子町中之上 2793-1

- しゅうがく きょういく がっこう ようちえん そうだんまどぐち  
 就学・教育（学校・幼稚園）についての相談窓口です。

<small>にしのおちてしきょういくいいんかい</small> 西之表市教育委員会	22-1163	西之表 7612
<small>なかたねちようきょういくいいんかい</small> 中種子町教育委員会	27-3056	中種子町野間 5186
<small>みなみたねちようきょういくいいんかい</small> 南種子町教育委員会	26-2240	南種子町中之上 2793-1

とくべつしえんがっこう

●特別支援学校

しょうがいのある子どもが通っている学校です。乳幼児から高校生までを対象に、教育相談も行っています。

なかたねとくべつしえんがっこう 中種子特別支援学校	27-2818	中種子町野間 6584-4
------------------------------	---------	---------------

じどうはったつたつしぎょうじょ

●児童発達支援事業所

しゅうがくまえとくべつしえんひつようこはったつしえんおこな  
就学前の特別な支援の必要な子どもへの発達支援を行います。

オリーブ	28-3235	西之表市西之表 8399-1
すまいるキッズ	27-1800	中種子町増田 3842-2

しょうしやしゅうぎょうせいかつしえん

●障がい者就業・生活支援センター

しゅうしょくせいかつそうだんきぎょうこようそうだんおう  
就職や生活の相談・企業の雇用相談に応じます。

くまげしょうがいしやしゅうぎょうせいかつしえん 支援センター	27-0211	中種子町野間 5181-4
-----------------------------------	---------	---------------

しょうしやしousingoしえんじぎょうしよ

●障がい者相談支援事業所

しょうふくしきーびすりようそうだん  
障がい福祉サービス利用の相談にのります。

たちばな園	25-1199	西之表市現和 8455-5
支援センターこすも	28-3350	西之表市安城 3680-350
相談支援センターあかつき	27-0900	中種子町野間 5181-4
相談支援センターねいろ24	27-1155	中種子町野間 3213-3
みなみたちょうしゃかいふくしきぎょうぎかい 南種子町社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	26-1703	南種子町中之上 2283

こうきょうしよくぎょうあんていじょ

●公共職業安定所（ハローワーク）

しよくぎょうそうだんしよくぎょうしょうかいしよくぎょうくねんあっせん  
職業相談・職業紹介・職業訓練の斡旋を行います。

かごしまこうきょうしよくぎょうあんていじょ 鹿児島公共職業安定所  くまげしゅつちょうじょ 熊毛出張所	22-1318	西之表 16314-6-1F
---	---------	----------------

けん  
【県】

- せんもんしよくしゆ しんさつ けんさ もとづ そうごうしんだん りょういくてちょう はっこう どおこないます  
 ● 専門職種による診察・検査に基づく総合診断・療育手帳の発行などを行います。

けんこどもそうごうりょういく センター	099-265-2400	
けんじどうそうごうそうだん センター	099-264-3003	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6-12
けんはつたつしやうがいしよしえん センター	099-264-3720	

- がっこう かよ とくべつ きょういくてきしえん よう こども きょういくそうだん おこないます  
 ● 学校に通っている、特別な教育的支援を要する子どもの教育相談を行います。

けんそうごうきょういく センター	099-294-2820	〒891-1393 鹿児島市宮之浦町862
とくべつしえんきょういくけんしゅうか 特別支援教育研修課		

- ちいきしやう しやしよくぎやう  
● 地域障がい者職業センター

しよくぎやうじゆんびしえん しよくぎやうてきおうえんじよ おこな  
 職業準備支援・職業適応援助を行います。

かごしましやうがいしや 鹿児島障がい者	099-257-9240	〒890-0063 鹿児島市鴨池2-30-10
しよくぎやう 職業センター		

- とどうふけんしやうがいしやこやうしえんきやうかい  
● 都道府県障がい者雇用支援協会

しやうがいしやこやうそくしん しやうがいしやこやうけいはつ おこな  
 障がい者雇用促進・障がい者雇用啓発を行います。

かごしまけんこやう 鹿児島県雇用	099-219-2002	〒892-0844 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビルディング11F
しえんきやうかい 支援協会		

	所在地	電話	診断	相談	療育	教育	福祉	就労
けん 県こども総合療育センター	鹿児島市	099-265-2400	○	○	○		○	
たねがしまりょう 種子島医療センター	西之表市	22-0960	○	○	○			
せいざんびょういん せいざん病院	西之表市	28-3331	○	○				
くまげしちようちいきほけんふくしか 熊毛支庁地域保健福祉課	西之表市	22-1138		○			○	
ほけんじょけんこうきかくか 保健所健康企画課	西之表市	22-0012		○			○	
たねがしまちく 種子島地区 きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	中種子町	28-3633		○				
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所たちばな園	西之表市	25-1198		○	○	○	○	
しょう 障がい者支援センターこすも	西之表市	28-3350		○	○	○	○	
そうだんしえん 相談支援センターあかつき	中種子町	27-0900		○	○	○	○	
しょう くまげ障がい者就業・生活 しえん 支援センター	中種子町	27-0211		○			○	○
ハローワーク	西之表市	22-1318		○				○
にしのおもてしふくしじむしょ 西之表市福祉事務所	西之表市	22-1111		○			○	
にしのおもてしほけん 西之表市保健センター	西之表市	24-3233		○				
にしのおもてしきょういくいいんかい 西之表市教育委員会	西之表市	22-1111		○		○		
なかなちようふくしかんきょうか 中種子町福祉環境課	中種子町	27-1111		○			○	
なかなちようほけん 中種子町保健センター	中種子町	27-1133		○				
なかなちようきょういくいいんかい 中種子町教育委員会	中種子町	27-1111		○		○		
みなみたねちようほけんふくしか 南種子町保健福祉課	南種子町	26-1111		○			○	
みなみたねちようきょういくいいんかい 南種子町教育委員会	南種子町	26-1111		○		○		

# ふくし 福祉サービスについて

しょうがいしゃてちょう

## 障害者手帳

さまざま ふくし りよう せいど  
様々な福祉サービスを利用しやすくなる制度です。

それぞれの しょうがい てちょう こと てちょうしゅとく ため やくば しんせい  
それぞれの障害によって手帳は異なります。手帳取得の為には、役場での申請が  
ひつよう こうふこ しょうがい じょうたい へんこう けんがい ひ こ しめい  
必要になります。交付後に、障害の状態が変更になったり、県外へ引っ越したり氏名  
が かわった場合は「変更の申請」、手帳を紛失したり破損した場合は「再交付」が必要  
です。

まどぐち かくしちょう ふくしたんとうか また ふくしじむしょ  
窓口は、各市町の福祉担当課、又は、福祉事務所です。

## 1. 身体障害者手帳

こうふしんせい けんちじ してい う いし しんだんしょ ひつよう てちょう しょう  
交付申請には、県知事の指定を受けた医師の診断書が必要です。（手帳は、障がい  
ていど おち かた きゅう くぶん どうきゅう えんじょ ないよう こと  
の程度によって重い方から1～6級の区分があり、等級によって援助の内容が異な  
ります。）

### ひつよう しょうい <必要な書類>

- しんせいしょ 申請書
- しゃしん 写真（たて4cm×よこ3cm, だつぼう じょうはんしん 脱帽の上半身）
- いし しんだんしょ 医師の診断書

## 2. 療育手帳

知的障害（児）者が福祉サービスを利用するときに必要な手帳です。

等級：A1・A2・B1・B2（重度の順）。

\* 18歳未満：鹿児島中央児童相談所（2年毎に更新が必要）

\* 18歳以上：知的障害者更生相談所

### <必要な書類>

●申請書 ●写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身）

## 3. 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活

への制約（生活障害）がある方が対象です。本人の申請により交付されます。手帳

を取得することで、様々な福祉サービスを利用することができます。

等級：1級・2級・3級（重度の順）

### <必要な書類>

●申請書 ●写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身）

●①か②のどちらか；①医師の診断書、②年金証書の写し・直近の年金

振込通知書の写し



# て あて 手 当

有効期限：2年（更新手続きは3ヶ月前からできます）

手当の金額は、令和4年4月現在のものです。変更することがありますので、詳細は、各窓口にお問い合わせください。

## 1. 特別児童扶養手当

各窓口：各市町福祉担当課

政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者または養育者に支給されます。

対象者	申請に必要なもの
<p>・重度の場合</p> <p>療育手帳A1・A2, 又は, 身体障害者手帳1級～2級</p> <p>月額：52,400円（所得制限あり）</p>	<p>●戸籍謄本</p> <p>●住民票謄本</p> <p>●医師の診断書（手帳所持者は省略できる場合あり）</p>
<p>・中度の場合</p> <p>療育手帳B1, 又は, 身体障害者手帳3級</p> <p>月額：34,900円（所得制限あり）</p>	<p>●印鑑</p>

## 2. 障害児福祉手当

さいじゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじか いご ひつよう じどう ざいたくせいかつ こうじょう  
 最重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする児童の在宅生活を向上さ  
 せるために支給される手当です。

たい しょう しゃ 対 象 者	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
りょういくてちょう また しんたい 療育手帳A1・A2, 又は, 身体 しょうがいしゃてちょう きゅう きゅうていど 障害者手帳1級～2級程度 げつがく えん 月額：14,850円	てあてせいきゅうしょ しよとくじょうきょうとどけ ●手当請求書 ●所得状況届 じゅうみんひょうとうほん ●住民票謄本 しよとくしょうめいしょ いし しんだんしょ ●所得証明書 ●医師の診断書 しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう ●身体障害者手帳または療育手帳 ねんきんじゅきゅう ばあい ＊年金受給している場合 しょうがいねんきん きんがく ●障害年金の金額が分かるもの しらいつうちしょ また つうちょう うつ (支払通知書はがき, 又は, 通帳の写し)

## 3. 児童扶養手当

ふ ぼ りこん はは ちち せいけい とも じどう はは ちち  
 父母の離婚などにより母または父と生計を共にしていない児童の母または父, も  
 はは ちち しんたい じゅうど しょうがい じどう はは ちち はは  
 しくは母または父が身体などに重度の障害がある児童の母または父, あるいは母ま  
 ちち じどう よういく かた しよとく せいげん たい  
 たは父にかわってその児童を養育している方(所得により制限があります)に対し,  
 てあて しきゅう  
 手当を支給します。

\* 児童とは, 18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。

<p style="text-align: center;">たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p style="text-align: center;">しんせい ひつよう 申請に必要なもの</p>
<p>ひとり じどう えん ● 1人の児童：43,070円</p> <p>いちぶしきゅう しょうとく おう げつがく えん (一部支給：所得に応じて、月額9,980円～ 42,280円の範囲内)</p> <p>ふたり じどう かさんがくつき えん ● 2人の児童：加算額月に10,170円</p> <p>さんにんいじょうひとり かさんがくつき えん ● 3人以上1人につき：加算額月に6,100円</p>	<p>こせきとうほん ● 戸籍謄本</p> <p>しんせいしゃめいぎ つうちょう ● 申請者名義の通帳</p> <p>しょうとくしょうめいしょ ● 所得証明書</p> <p>ばあい ひつよう (場合によって必要)</p>

#### 4. 特別障害者手当

にちじょうせいかつ つね とくべつ かいご ひつよう じょうたい さいたく じゅうとしょうがいしゃ  
日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある、在宅の重度障害者(2  
さいいじょう かた しきゅう  
0歳以上)の方に支給されます。

<p style="text-align: center;">たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p style="text-align: center;">しんせい ひつよう 申請に必要なもの</p>
<p>りょういくてちょう ていど また 療育手帳A1・A2程度、又は、</p> <p>しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅうていど 身体障害者手帳1級～2級程度</p> <p>げつがく えん しょうとくせいげん 月額：27,300円(所得制限あり)</p>	<p>てあてせいきゅうしょ しょうとくじょうきょうとどけ ● 手当請求書 ● 所得状況届 ●</p> <p>じゅうみんひょうとうほん 住民票謄本</p> <p>しょうとくしょうめいしょ いし しんだんしょ ● 所得証明書 ● 医師の診断書</p> <p>しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう ● 身体障害者手帳または療育手帳</p> <p>ねんきんじゅきゅう ばあい 年金受給している場合</p> <p>しょうがいねんきん きんがく わ ● 障害年金の金額が分かるもの</p> <p>しらいつうちしょ また つうちょう うつ (支払通知書はがき、又は、通帳の写し)</p>

## 5. 在宅重度心身障害児・者等介護人手当

心身障害児等を介護している者に介護人手当が支給されます。

<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>しんせい ひつよう 申請に必要なもの</p>
<p>りょういくてちょう ていど また 療育手帳 A 1 ・ A 2 程度, 又は</p> <p>しんたいしょうがいしゃてちょうじゅうどはんてい じどう 身体障害者手帳重度判定 の 児童</p> <p>など かいごしゃ 等の介護者</p>	<p>ざいたくじゅうどしんしんしょうがいじ しゃとうかいごにんてあてにんてい ●在宅重度心身障害児・者等介護人手当認定</p> <p>しんせいしょ 申請書</p> <p>せたいぜんいん じゅうみんひょう ●世帯全員の住民票</p> <p>かくしちょうそん しきゅうようけん こと *各市町村によって, 支給要件が異なります</p> <p>くわ かくしちょうそんたんとうしゃ かくにん す。詳しくは, 各市町村担当者へご確認ください</p> <p>さい。</p>

# しょうがいねんきん 障害年金

びょうき にかんがによつて、にちじょうせいかつ せいげん う じょうたい じょうけん み  
病気やけがによつて、日常生活に制限を受ける状態になったときに条件を満た  
せば支給される年金です。いりょうきかん はじ じゆしん ひ しょうしん び かにゆう  
せきゆう ねんきん せきゆう ねんきん せきゆう ねんきん  
医療機関を初めて受診した日（初診日）に加入していた  
年金によつて相談・申請先が異なります。

## 1. しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

まどぐち かくしちょうねんきんたんとうか  
窓口：各市町年金担当課

たい しょう しゃ 対 象 者	きん がく 金 額
<p>しょうしん び こくみんねんきん かにゆうちゆう ばあい ・初診日に国民年金に加入中だった場合</p> <p>はつしん び ま え ほけんりょう おさ きかん かにゆうきかん ・初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間 の3分の2以上であること</p> <p>さいま え びょうき しょうがいじょうたい ・20歳前に、病気やけがによつて障害状態とな った場合には、20歳に達した時から支給されま す。（この場合、ほんにん しょうとくせいげん 本人の所得制限があります）</p>	<p>きゆう ねんがく ● 1 級（年額） 972,250円</p> <p>きゆう ねんがく ● 2 級（年額） 777,800円</p>

## 2. 障害厚生年金

まどぐち ねんきんじむしょ  
窓口：年金事務所

対象者	金額
<ul style="list-style-type: none"><li>初診日に厚生年金に加入中だった場合</li><li>障害等級表の1級～3級に該当する障害の状態</li><li>保健加入期間の納付条件を満たしていること</li></ul>	<p>1級～3級</p> <p>(支給額は、報酬額から計算されます)</p>

※障害基礎年金、障害厚生年金ともに、上記に記載している以外の要件、例外等あ

りますので、詳しくは、年金事務所等に相談してください。